

Q19 個人情報をどのように取り扱えばよいですか。

5 **A** 人権教育を進めると、個人情報と接する機会が多くなります。その個人情報が活動に必要なか、管理は適切かを確認することが重要です。必要な情報は、関係者の理解が得られるよう丁寧な説明を行った上で収集等を行うことが大切です。

【人権教育の推進と個人情報】

10 [第三次とりまとめ] では、「個人情報やプライバシーに関することへの配慮」（在り方編P32）中で、「自分について語るなどの活動」などを例示して、「個人情報等にも関わるこうした学習活動は、人権教育の効果的な実施を図る上で大きな意味を持つものであり、それだけに各学校は個人情報等の取扱いについて慎重な配慮を行った上で、人権教育を適切に推進していく必要がある」としています。これは、個人情報を一律に避けては、効果的な人権教育の推進が図れないという考えを示したものです。

【個人情報保護法に基づく個人情報の管理】

15 個人情報の収集、利用などにあたっては、個人情報保護法をはじめとした関係法律や各地方公共団体の条例にもとづくこととし、「校内の共通理解を広げながら、その学習活動を進めていく必要がある」（在り方編P32）としています。県立学校では県個人情報保護条例に、市町村立学校では各市町村の条例に基づくこととなります。

20 県個人情報保護条例第5条は、個人情報の収集について、「個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない」としています。これまで収集してきたからという校内の慣例にとらわれず、この個人情報が必要なのか、収集方法及び管理は適切なのかを校内の議論を通じて、整理していくことが求められます。

25 なお、第5条3項では、「本人の同意があるとき」や「個人情報を本人以外のものから収集することにつき相当の理由がある場合であって、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき」などは、本人以外からの個人情報の収集も可能としています。慎重な対応が望まれることは言うまでもありません。

【保護者などとの連携】

30 「人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つものである」（在り方編P5）としています。学習上、特に支援を要する児童生徒への取組には、家庭状況など個人情報に関わることが多く、その把握なしには効果的な取組はできません。

個人情報の把握にあたっては「日頃から地域等の信頼関係づくりに努める」（在り方編P32）ことが大切になります。広報紙などを利用して、学校の取組を広く家庭・地域に周知すると共に、家庭訪問、市町村の福祉関係部局などの関係機関との連携等を進め、保護者・地域の理解を得ていくことなど地道な取組が重要になってきます（Q16参照）。

ふりかえり

あなたが管理している個人情報にはどのようなものがありますか。その個人情報を適切に管理するために、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組めばよいと考えますか。

(収集の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

(2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的とするとき。

(3) 島根県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 犯罪の予防等を目的とするとき。

(6) 他の実施機関から提供を受けるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報を本人以外のものから収集することにつき相当の理由がある場合であって、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。